

平成24年4月11日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(ワ)第4624号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成24年1月30日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 正木健司

名古屋市中区錦2丁目2番13号

被 告 大起産業株式会社

同代表者代表取締役 田中

被 告 新井

被 告 加藤

被 告 柿本

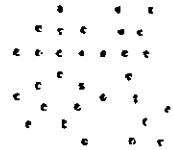
被 告 田中

被 告 坂井田

被 告 小池

被 告 近藤

被 告 河野



被 告 猪 又
上記被告ら訴訟代理人弁護士 堀 井 敏 彦
主 文

- 1 被告大起産業株式会社、被告新井、被告加藤、被告柿本、被告田中、被告坂井田、被告小池、被告河野及び被告猪又は、原告に対し、連帶して839万7976円及びこれに対する平成20年2月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用のうち、原告に生じた費用の2分の1と被告近藤に生じた費用は原告の負担とし、原告に生じたその余の費用とその余の被告らに生じた費用は、これらを3分し、その1を原告の負担とし、その余は被告近藤を除く被告らの負担とする。
- 4 この判決は、1項につき仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

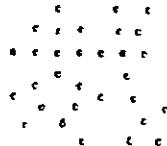
第1 請求

被告らは、原告に対し、連帶して、1255万1395円及びこれに対する平成20年2月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

本件は、被告大起産業株式会社（以下「被告会社」という。）に委託して商品先物取引を行った原告が、被告会社の担当従業員らには違法行為があったとして、被告ら全員に対し不法行為に基づいて請求するほか、被告会社に対しては会社法350条又は債務不履行（信託法違反）に基づき、被告会社の取締役であるその余の被告らに対しては会社法429条1項等に基づき、損害賠償を求める事案である。

1 爭いのない事実

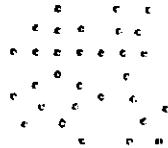


(1) 原告は、昭和48年生まれで、平成6年月に
に入社し
た。

原告は、被告会社と取引を開始した平成20年2月当時、34歳の独身であ
り、市内ので父と同居して生活していた。

- (2) 被告会社は、国内公設の商品先物取引員である。
- (3) 被告新井（以下「被告新井」という。）は、原告が被告会社と取引して
いた平成20年2月5日から同月29日まで、被告会社の代表取締役社長（一
時代表取締役会長）であった。
- (4) 被告加藤（以下「被告加藤」という。）は、被告会社の代表取締役社長
（後に副会長），被告柿本（以下「被告柿本」という。）は、被告会社の
取締役（大阪支店支店長），被告田中（以下「被告田中」という。）は、
被告会社の取締役（業務・管理本部長），被告坂井田（以下「被告坂井田」
といふ。）は、被告会社の取締役（東京支店支店長）であり、被告会社の業務
の遂行は、被告新井と上記被告ら4名（以下「被告加藤ら4名」といふ、被告
新井を加えて「被告新井ら5名」といふ。）により決定されていた。
- (5) 被告小池（以下「被告小池」という。），被告近藤（以下「被告近
藤」といふ。），被告河野（以下「被告河野」といふ。）及び被告猪又（以
下「被告猪又」といふ。）は、原告の担当外務員であつて、直接原告に対して
勧誘を実行し、売買を助言した。
- 被告猪又は、執行役員本店長であった。
- (6) 被告会社は、平成20年12月5日付けて、主務省である農林水産省及び經
済産業省から受託業務の停止（14営業日）及び業務改善命令の行政処分を受
けた。
- (7) 原告は、平成20年2月5日から同月22日までの間、被告会社に委託して、
商品先物取引（以下「本件取引」といふ。）を行った。

2 爭点及び当事者の主張



(1) 被告会社従業員らの勧誘行為、受託行為の違法性

ア 原告の主張

(ア) 適合性原則違反

a 適用法令等

被告会社の従業員らは、商品取引所法（本件取引当時のもの、以下同じ。）

215条（適合性の原則）及び213条（誠実公正義務）並びに日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」（以下「受託等業務に関する規則」という。）3条（適合性の原則）及び受託者の善管注意義務（契約締結過程にも準用）に基づき、原告に対し、原告の投資知識・経験、投資目的、投資資力等を十分に把握し、それらに適合した投資勧誘を行うべき業務上の注意義務（適合性原則遵守義務）を負っていた。

b 適合性の判断においては、本人の属性、投入資金の性質、資金投入の方法など、多面的な検討を要求され、取引開始時のみならず、取引開始後においても、顧客の知識、経験及び財産状態等に照らして、不相応と認められる過度な取引が行われることのないよう、適切な委託者管理が行われなければならない。

c 原告は、①仕事が多忙で商品先物取引を学習して習熟することができず、
②株式投資さえも経験がなく、自己責任を要求される商品先物取引の不適格者であり、③自分からその時々の価格変動の情報を入手する手段がなく、
④原告が本件取引に投入した資金は主に借入金であり、投機に不適格な資金を用いていた。

d したがって、被告会社の従業員らによる本件取引の勧誘及び受託は、適合性の原則に違反し、違法である。

(イ) 説明義務違反

a 適用法令等

原告は、商品先物取引の知識、経験及びそれに必要な経済的判断力を持



つていなかったのであるから、被告会社の従業員らは、商品取引所法218条1項、受託等業務に関する規則5条1項4号（説明義務）及び受託者の善管注意義務（契約締結過程にも準用）に基づき、商品先物取引の仕組みとその危険性について「商品先物取引委託のガイド」を提示しつつわかりやすく説明するとともに、一定の投資方針（投資手法）を提案・勧誘するのであれば、その仕組みと危険性についてわかりやすく説明して、いずれについても原告の十分な理解を得なければならない義務（説明義務）を負っていた。

b 被告小池は、原告に対し、「ハイブリッド取引は必ず安全です。北辰物産はそのまま続行してください。」、「大起産業のハイブリッドは特許を取るつもりです。保険にしてください。」、「北辰物産のものとは違います。」等と言って、取引を行うよう勧誘した。

被告小池は、通常の商品先物取引より複雑で難解なハイブリッド取引のみならず、通常の商品先物取引の仕組み、危険性、手数料の累積等による元本欠損の可能性について、原告が理解しうるような説明を何らしていない。

（ウ）新規委託者保護義務違反

a 商品先物取引は極めて高い投機性を有し、知識及び経験に乏しく、資金的にも余裕がない一般投資家が参入することは、大きなリスクが伴うため、商品取引員及びその外務員は、商品先物取引についての知識や経験に乏しい新規委託者を保護するため、一定期間の習熟期間を設け、その間は取引の規模（建玉の数量）を一定以内に制限しなければならないとされている（新規委託者保護義務）。

b 従来、国内公設市場における商品先物取引業界の自主規制基準においては、この一定期間は原則として3か月とされており、建玉枚数の一定数は、原則として20枚とされていた。

商品取引所法が改正された平成11年4月1日ころからは、上記期間及び建玉枚数は各社まちまちとなつたが、上記法改正の前後で顧客保護の必要性に変化はないことから、上記期間及び建玉枚数の規制は、現在でも重要な基準となる。

c 主務省ガイドラインによれば、最初の取引を行う日から最低3か月を経過する日までを目安とする一定の期間において、建玉時に預託する取引証拠金等の額が顧客が申告した投資可能金額の3分の1となる水準を目安とする一定取引量を超える取引の勧誘を行う場合には、適合性原則に照らして、原則として不適当と認められる勧誘となるものとされる。

上記ガイドラインを受けて、被告会社の受託業務管理規則でも、同趣旨の保護措置が規定されている。

d 原告は、本件取引の直前である平成19年11月20日から北辰物産に勧められて2か月余り商品先物取引をした経験があつたのみであり、株式投資等その他の投資経験もなかつた。

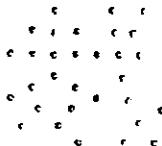
よつて、原告は、本件取引開始から3か月間を商品先物取引未経験者の保護措置期間として、保護育成措置が取られなければならなかつた。

e 原告の年収は約600万円（税込み）であり、本件取引開始当初の金融資産は預貯金が約150万円あるだけであった。

ところが、原告は、本件取引開始後わずか3日間で、170万円もの委託証拠金を入金させられ、本件取引開始後1週間後には、立て続けに201万円、100万円、50万円と入金させられている。

原告は、取引開始から1週間で370万円、取引開始後9日間で520万円もの金額を預託させられているから、原告の資金面の適合性を明らかに超過しており、この点だけを見ても被告会社の担当従業員らが新規委託者保護義務に違反したことは明白である。

（エ）断定的判断の提供



a 適用法令等

商品市場における売買取引につき、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘することは、禁止されている（商品取引所法214条1号）。これに違反した場合は、取引上の信義則にも反し、また、不法行為を構成する。

b たとえば、「今始めれば絶対に儲かります。」という言葉、一定の利回りが確実であるかのような説明、あるいは、「必ず損は取り戻せる。」という言葉などは、断定的判断の提供に該当する。

c 被告小池は、原告に対し、「ハイブリッド取引は必ず安全です。」、「大起産業のハイブリッドは特許を取るつもりです。保険にしてください。」、「北辰物産のものとは違います。」等と断言して、執拗に本件取引を行うように勧誘した。

d 被告猪又は、平成20年2月21日、原告を軟禁状態にした上、「今回の件はすべてあなたに責任がある。」と強く言い、「直ちに600万円用意しろ。600万円用意すれば、今度は私があなたの担当になり、必ず（損を）取り返す。」と断言して、原告に本件取引を続行させようとした。

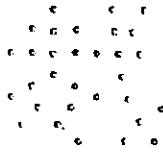
(ア) 一任売買（実質一任売買）

a 適用法令等

被告らは、受託契約準則6条（売買指示）に基づき、売買取引を受託する際には、その都度、委託者から売買数量・指定価格とその有効期限などの所定事項を特定した指示を受けなければならぬとされている。

委託者から具体的な内容の売買指示を受けないで売買注文を受託し、これを執行することは、商品取引所法214条3号に違反するものであり、そのようなことを委託者に勧誘することは許されない（一任売買の禁止）。

商品先物取引における売買判断は、本来、委託者が行うべきものであるが、実質的には商品取引員（その従業員）がこれを行っていると評価され



る事実状態を一任売買という。

恒常に、商品取引員が特定の売買取引を勧誘し、顧客である委託者がそれに追従して、上記勧誘に係る特定の売買取引を応諾している事実状態もこれにあたる。

- b　原告は、商品先物取引の適格性を備えておらず、かつ、仕事が多忙で価格の変動に注意を向けている時間的な余裕はなかった。

したがって、原告は、被告会社の従業員らのいいなりに取引をするしかなく、たとえ取引に同意していたとしても、それは形式的なものでしかなく、実質的には一任売買と評価できる。

特に、本件取引は、18日間という極めて短期間のうちに行われており、しかも、その特定売買率は48.15%，月平均売買回数は90回、手数料化率は78.36%にも及ぶものであり、このことは、本件取引の内容の不合理性を如実に物語っており、被告会社の担当従業員らが、本件取引においてごく短期間のうちに極めて頻繁な売買を繰り返すことにより、手数料稼ぎをしようとしたことが容易に推認できる。

よって、本件取引が一任ないし実質一任売買であることは明らかである。

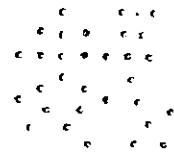
(カ) 委託者に不利益な取引の勧誘（両建て、無意味な反復売買）

- a 取引の類型及び適用法令等

(a) 両建て

商品取引所法214条8号は、商品取引員が顧客に対し特定の商品等の売付け及び買付けとこれらの取引と対当する取引の数量及び限月を同一にすることを禁じている。

このような取引手法を用いる際には、新たな証拠金や手数料が必要になる上、一方の建玉についてどの時期に反対売買を行って両建てを解消するかという判断は極めて困難なものであるため、建玉に値洗損が生じた時点で手仕舞いをした場合と比較して、より大きな損失が生じる危険



性をはらむものである。

また、同法施行規則103条9号は、異限月異数量の両建てにつき、その取引等を理解していない顧客から委託を受けることを禁止している。

(b) 無意味な反復売買

特定売買とは、両建てのほかに、直し（仕切りと同一日内に同一方向の新規建玉を行うこと）、途転（仕切りと同一日内に反対方向の新規建玉を行うこと）、日計り（新規で建てた建玉を同一日内に仕切ること）、及び手数料不抜け（仕切りにより若干の取引益を出すがそれを上回る手数料損が発生しているため、損失が発生すること）という無意味な売買のことをいい、この特定売買の頻度が、商品取引員の手数料奪取目的の下、委託者が食い物にされたことを徵表するものである。

これまでの裁判例では、概ね特定売買比率が20%，月間売買回転率が3回、手数料化率が10%を超える場合は、違法とされている。

(c) 適用法令等

商品取引員は、委託者に対し、不適切な手法による取引を勧誘ないし受託してはならない一般的な注意義務を負っているというべきであり、商品取引員ないしその役員又は従業員がこれに反する行為をしたときは、当該行為は、委託者に対する債務不履行ないし不法行為に当たると解すべきである。

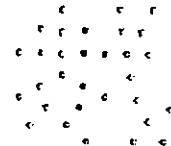
b 本件においては、以下の事実が存在する。

(a) 特定売買について

本件取引の特定売買率は、48.15%である（全取引回数54回、そのうち特定売買回数26回）。

また、月平均売買回数は、90回である（全取引期間18日、全取引件数54回）。

手数料化率は、78.36%である（差引損益合計1091万139



5円、うち手数料合計854万9900円)。

これらは、特定売買比率20%，月間売買回転率3回、手数料化率10%をいずれも大きく上回っている。

(b) 両建てについて

原告は、平成20年2月12日、ハイブリッド取引の責任者である被告近藤に対し、電話でクレームをつけ、被告近藤と喧嘩腰の言い合いになったが、被告近藤は、原告に、「こうすれば大丈夫だ。」と言って、原告に無断で、金の買いを手仕舞いし、すべてを白金の売りにしてしまった。同日昼ころ、被告小池が原告の許へ説明に来て、被告小池が帰った後、これまで全く接触のない被告河野から電話があり、「白金の売りを持っている人は危険ですから、一時的に止める必要があるので、200万円持って来てください。」と言われた。原告は、被告河野から、危険と言われたことと「すぐ返せます。」と言われたことから、消費者金融のアコム株式会社から200万円を借り入れ、父から50万円を借りることで、取引資金を捻出し、被告会社に200万円を持参した。

こうして、白金の売り合計21枚と買い21枚が両建てとなつた。

被告河野らは、両建てについて原告が理解できるように説明をせず、混乱している原告に乗じて半ば強引に両建てにしてしまったものであり、両建てをすることにつき事前に原告から明確な了解さえ取っていない。

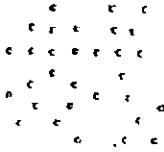
よって、本件取引において行われた両建ての勧誘は、違法である。

(c) 仕切り拒否・回避

a 仕切り拒否とは、委託者の仕切り指示に従わないことであり、仕切り回避とは、委託者が仕切って欲しいと言っているのに、言葉巧みにこれを思い止まらせることである。

商品取引員が委託者の指示に従わないことは、違法である。

b 被告猪又は、平成20年2月21日、原告を被告会社に軟禁状態にした



上、「今回の件はすべあなたに責任がある。」と強く言い、「直ちに600万円用意しろ。600万円用意すれば、今度は私があなたの担当になり、必ず（損）を取り返す。」と断言するなどして、直ちに本件取引を止めるよう申し出た原告に対し、これに応じることなく、そのまま取引を継続させようとし、原告の取引終了の申し出に直ちに応じようとしなかったから、被告猪又の上記行為は、仕切り拒否ないし回避に該当する。

(ク) 無断売買

- a 委託者が商品取引員に建玉を指示する場合は、商品、限月、取引年月日、場節、指し値又は成行きの別、枚数、建て落ちの別を具体的に指示する必要があり（商品取引所法214条3号、規則101条），これらの主要な部分について委託者の指示に基づかない売買が無断売買である。

商品取引員が委託者に無断で売買することは違法である。

- b 原告は、平成20年2月12日、ハイブリッド取引の責任者である被告近藤に対し、電話でクレームをつけ、被告近藤と喧嘩腰の言い合いになったが、被告近藤は、原告に、「こうすれば大丈夫だ。」と言って、原告に無断で、金の買い10枚を手仕舞いし、原告の了解なく、白金の売り16枚を新規建玉してしまった。

被告近藤の上記行為は、無断売買であって違法である。

(ケ) 無敷・薄敷

- a 商品先物取引をする際には、必要な額の本証拠金を事前に預託することが大原則である。

先物取引の計算方法などについて十分な理解を形成していない新規委託者に対し、外務員が主導して、無敷、薄敷のまま投資経験、投資目的、資力に見合わない過大な取引をさせるようなケースは、証拠金規制という取締法規違反に止まらず、適合性原則や新規委託者保護義務に違反し、外務員の誠実公正義務に違反するものとして、不法行為上も違法なものとい



うべきである。

- b 被告河野は、平成20年2月21日、原告が全く手持ち資金がなく、証拠金入金もできないのに、パラジウム売り213枚もの建玉をさせ、同日の前場には、異常なまでの多数回にわたる過大取引が繰り返されている。

上記受託は、必要な証拠金なく行われているものであり、違法である。

(二) 迷惑勧誘

- a 商品市場における取引等につき、顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方でその委託を勧誘することは禁止される（商品取引所法214条6号）。

- b 原告は、平成20年2月21日から取引終了に至るまでの間、被告会社内で軟禁状態にされた上、責任者である被告猪又や被告河野から、消費者金融からの借金を慫恿され、かつ、恐喝まがいの言動を繰り返され、さらに、公証人役場にまで連れていかれ、不足金の返済を認めさせられた。

上記のような被告会社従業員らの一連の行為は、極めて悪質であり、迷惑勧誘に該当することが明らかであって、違法である。

イ 被告らの主張

(ア) 適合性原則違反、説明義務違反及び断定的判断の提供について

- a 口座開設申込書の記載

- (a) 原告は、「勤務先」、「店長」、「勤続年数12年」、「自宅は賃貸」、「配偶者なし」、「同居親族 両親」、「日経新聞購読」と記載した。

原告は、独身で年収600万円を得ており、両親と同居し、賃料は月4万円程度である。

- (b) 原告は、税込み年収は650万円、流動資産3000万円、投資可能資金額は950万円と記載した。

- (c) 原告は、取引経験について、「平成19年2月から平成20年2月ま



で1年」、「取引金額200万円」と記載した。

(d) 原告は、被告会社取引相談室須藤俊和室長の確認に対しても、上記記載の任意性、正確性を確認している。

b 北辰物産での取引

(a) 原告は、平成19年10月12日の初回面談から、電話15回、面談9回を経て、同年11月17日に口座開設に至った。この間、商品先物取引委託のガイドの説明交付を受け、預貯金700万円、投資可能資金額300万円と記載した。

(b) 原告は、同月20日に金6枚の買建てから取引を開始し、利食い、損切り、途轄を経験した。

(c) 原告の北辰物産での取引期間は2か月と13日であり、この間、ほぼ毎日取引をしている。

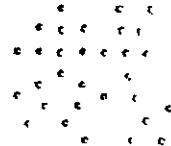
c 被告小池の説明に不足はないこと

(a) 被告小池は、平成20年1月31日、初めてかけた電話で、原告から面談の約束を得た。

被告小池は、同日午後4時ころ、原告の勤務先を訪問し、被告会社の紹介と商品先物取引の説明をした。この面談で、原告は、現在他社でも商品先物取引をしていると話し、取引の仕組みや内容、リスク等についてはよく理解していると述べた。

(b) 被告小池は、同年2月2日午後5時ころ、予め面談の約束をした上で、原告を訪問した。

そして、被告小池は、原告に対し、商品先物取引委託のガイド（第15版）及び同別冊（第27版）を用いて、①商品先物取引の仕組みや制度、危険性、②日経新聞に掲載される約定値段の見方、③損益計算の方法を説明した。その後、貴金属の市況について説明したところ、原告から、取引を開始したいとの要望があったため、再度、「受託業務管理規



則の重要なポイント・商品先物取引の重要なポイント」，「相場が逆に動いたとき」等を用いて取引の重要事項や売買手法について原告の理解度を確認しながら説明をしたところ，原告から，上記各書面への署名・押印と，十分に理解したとの回答を得た。

被告小池は，投資可能資金額や保護措置についても説明し，借入金による取引はしないようにとの説明もした。

さらに，被告小池は，書面「取引部のご案内」により，取引開始後は，主に取引部が連絡，受注を担当することを伝えた。

被告小池は，その上で，口座開設申込書を徵収した。

なお，被告小池は，「ハイブリッド取引」と題する小冊子を用いて，ハイブリッド取引の説明もした。

(c) 被告会社取引相談室の須藤俊和は，同月5日午前9時20分，原告に電話をかけ，原告の商品先物取引に対する理解度，取引意思及びリスク等の理解について確認したところ，理解度に何ら問題はなく，取引意思についても，貴金属に絞って取引を考えているとのことで，自分の考えをしっかりと持っていると思われたので，その旨を総括管理責任者である管理本部長被告田中に報告し，受託の許可を得た。

(d) 現に他社で商品先物取引を行っている原告に対し，被告小池が断定的判断を提供するなどということはない。

d 適合性があること

原告は，北辰物産においても適合性ありと判断されて取引をしているから，被告会社が口座開設申込書の記載により原告に適合性ありと判断したことには問題はない。

(イ) 新規委託者保護義務違反について

a 原告は，口座開設申込書(乙5)に，商品先物取引の経験として，平成19年2月から1年間，取引金額200万円と記載し，また，投資可能資



金額を950万円と申告した。

したがって、被告会社は、原告を取引経験者として取り扱い、投資可能資金額の範囲内で委託を受けている。

- b 20枚という新規委託者保護の基準は、平成10年9月1日以降撤廃され、平成17年の経済産業省のガイドラインにおいては、投資可能資金額と3か月間の3分の1ルールの徹底による新規委託者保護制度に変更されているものであり、平成17年以降においても20枚を基準とすべきであるとの原告の主張は、制度の趣旨を誤解した独自の見解である。
- c 原告は、平成20年2月18日、利益金から410万円を投資可能資金額に計上し、これを1360万円に増額する申請を行い、同月19日にも、利益金から810万円を投資可能資金額に計上し、これを2170万円に増額する申請を行った。

すなわち、上記投資可能資金額の増額は、いずれも利益金を原資とするものであるから、当該利益金がなくなつても生活に支障がないことは明らかであり、何ら問題はない。

(イ) 一任売買について

原告は、個々の取引の都度、被告会社の担当従業員から相場動向や材料の説明を受け、自己の判断により売買指示を行っているものであり、複数の残高照合書によってその時点時点の建玉、値洗い、証拠金の過不足等を確認しつつ取引を続けたものであつて、一任売買や実質的一任売買はない。

(エ) 委託者に不利益な取引の勧誘について

a 無意味な反復売買について

(a) 本件取引において、原告の意思に反した取引、原告が理解していない取引はない。

なぜなら、①原告は、平成19年2月から北辰物産に委託して商品先物取引を行つており、②原告は、商品先物取引委託のガイドなどにより



その仕組みや危険性の説明を受け、これを理解して本件取引を開始し、
③取引開始の際、「先物取引の危険性を了知したうえで、私の判断と責
任において取引を行うことを承諾した」と記載された約諾書を差し入れ、
④「委託のガイド」アンケート、「お取引きについてのアンケートⅠ」
においても、理解度は十分であり、⑤被告会社は、原告が取引を行った
都度「売買報告書および売買計算書」を送付し、⑥被告会社は、毎月1
回「残高照合通知書」を発送し、これに対する原告からのクレームはな
く、⑦被告会社の担当従業員が原告と面談した際には、残高照合書によ
り取引状況の確認を求め、原告は、いずれも「相違なし」と回答してい
る。

(b) 建玉、落玉の反復といつても、取引商品の相場変動の有無、程度、相
場変動の材料、投資家の性格等を考慮しなければ、その合理性の判断は
できない。

b 両建てについて

(a) 取引手法は、損益に対し中立的である。

両建てが多数回あっても、手数料稼ぎになるわけではなく、委託者が
両建てのメリットやデメリットを理解し、方針や目論見をもって取引を
行っている場合は問題にはならない。

多数回の両建てが問題になるのは、委託者が両建ての意味や機能を全
く理解せず、何の方針や目論見も持たず、漫然と損を先送りして、損勘
定に対する感覚を誤っている場合である。そして、外務員が、これを放
置して両建てを勧めている場合は、手数料稼ぎとして違法になる。

(b) 平成20年2月12日午後3時40分ころ、被告河野は、原告に電話
をかけ、白金21枚売りの状態でストップ高となつたため、対応が必要
である旨説明し、契約時点で説明した対処方法（追証拠金、両建てなど）
を再度説明した。原告は、折り返し電話すると返答してから、同日午後



4時26分ころ、被告会社に電話をかけ、201万円を被告会社に持参するから建玉できるようにして欲しいと述べ、被告河野は、白金10月限21枚買い建ちを受注した。

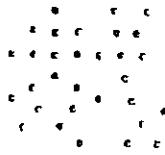
原告は、被告会社に201万円を持参し、両建てについて理解し自己の責任でこれを行うことがある旨の申出書を作成して被告会社に差し入れ、その後、残高照合書により取引状況を確認し、相違ない旨回答した。

(c) 原告は、平成20年2月20日午後0時45分、前日に建てたパラジウム12月限買玉200枚を決済して、678万2000円の利益を得た。続いて、原告は、同日午後1時過ぎ、指し値で再度パラジウム12月限200枚を買建ました。

ところが、同日午後4時から5時過ぎにかけてパラジウムが下げ予想となり、原告は、パラジウム10月限280枚を売建ました。

(d) 被告河野は、平成20年2月21日午前9時12分ころ、原告に対し、白金とパラジウムがともに高く始まったことを伝えたところ、原告は、パラジウム12月限200枚を1740円の指し値で売り落ちし、続けて、下げ予想から、パラジウム10月限250枚を1740円の指し値で売り建ちの指示をした。

被告河野は、同日午前9時41分ころ、原告に対し、パラジウムが始値からわずかに下落しているが、成立しない可能性のある指し値を止めてはどうかと提案したところ、原告は、指し値を取り消し、パラジウム10月限250枚につき成行きでの売り建ち(残玉は530枚売りのみ)を注文した。さらに、被告河野は、同日午前10時23分ころ、原告に対し、パラジウムが急速に上昇を始めたことを伝えたところ、原告も値段を見ており、危機感を抱いていた。そこで、被告河野は、既存の売建玉をある程度決済することや、新規に買建すことなど種々の方法を提示したところ、原告は、パラジウム10月限330枚買い落ち、同1



2月限200枚買い建ち（残玉は200枚売り、200枚買い）を注文した。

被告河野は、同日午後1時ころ、原告を訪問し、原告は、残高照合書により建玉状況を確認した後、相違ない旨回答し、「お取引きについてのアンケートⅡ」にも回答した。上記アンケートでは、「借入金によるお取引をお断りしていることはご存じですか。」との設問に対し、原告は、「知っている」と回答した。

(e) 以上のとおり、原告は、両建てのメリットやデメリットを理解し、方針や目論見をもって両建てを行っているから、被告会社の外務員らに違法行為はない。

c 特定売買について

(a) 主務省が特定売買の割合を20%以下とするなどの制限や指導をした事実はない。

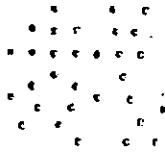
(b) 商品先物取引において、特定売買ができないとなれば、投資家は自由闊達な取引の機会を奪われ、本来の取引が持つ妙味など味わうことはできない。そればかりか、建玉したものが損失となっても当日中には迅速な決済ができないなど、常にワンテンポ後れた取引を強いられることになり、相場変動の状況によっては、投資家に多大なリスクを負わせるケースすらある。

投資家が相場変動に沿ったこまめな取引を行うことは、相場材料や変動等を無視した無定見な「無意味な反復売買」、「商品取引員の手数料稼ぎ」と明らかに異なる。

(c) 原告の主張する特定売買率は、両建て、直し、途転などを重複してカウントしており、正しくない。

d 手数料化率について

損金に対する手数料の割合により、取引の違法性を判定することは、極



めて不合理である。

e 売買回転率について

売買回転率も無意味極まりない。

(オ) 仕切り拒否・回避について

原告の主張は、争う。

(カ) 無断売買について

平成20年2月12日午後0時58分ころ、本店営業部高瀬典晃が、金1
2月限10枚売り落ちと白金12月限16枚売り建ちを受注した。そして、
被告小池は、同日午後2時30分ころ、原告を訪問し、残高照合書により建
玉状況につき確認を求めたところ、原告は、相違ない旨回答し、「お取引き
についてのアンケートⅠ」において、値動きの確認は、インターネットを用い
て毎日確認している旨回答した。

(キ) 無敷き・薄敷について

a 原告については、平成20年2月21日に、取引本証拠金の預託猶予に
関する申出書による取扱いが許可され、取引本証拠金の預託は、売買取引
が成立した日の翌営業日の正午までに行えば足りることとなった。

b 証拠金の預託を受けることは、取引員の義務ではなく、委託者の義務で
ある。

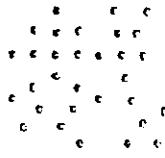
(ク) 迷惑勧誘について

原告は、平成20年2月21日から取引終了に至る間被告会社内で軟禁状
態にされた上、責任者である被告猪又や被告河野から、消費者金融からの借
金を慾望され、かつ、恐喝まがいの言動を繰り返された旨主張するが、その
ような事実はない。

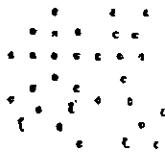
(2) 被告らの責任

ア 原告の主張

(ア) 会社ぐるみの不法行為（民法709条、719条、会社法350条）



- a. 被告小池、被告近藤、被告河野及び被告猪又について
上記被告らは、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、一任売買、委託者に不利益な取引の勧誘等を実行して受託した。
これらの行為は、民法709条及び719条の不法行為となる。
- b. 違法な勧誘・受託に対する取締役らの未必的な認識又は概括的な故意
被告会社の営業の方法は、業界では「組織営業」と呼ばれており、営業担当者が組織的なピラミッド型の複数名のグループとなり、順次担当を交代していく仕組みとなっており、一般委託者を戸別訪問によって新規に開拓する係、契約を結んでから売買注文を受けるまでを担当する係、さらに、委託者が損失を発生させた後に追加の資金を出捐させる係があって、その役割が概ね決まっている。
取締役会の営業方針として組織営業がなされると、全外務員が全委託者に対して違法な勧誘・受託を行っている蓋然性が高い。
そうすると、被告会社の取締役らは、委託者に対して直接的な違法行為を行わなくとも、各営業担当者が組織営業として各委託者に対して違法な勧誘・受託をしているであろうと予想でき、その違法な行為を認識・認容していることになる。
- c. 被告会社を除く被告ら全員は、取締役会の営業方針に従って、組織営業として原告に対する違法行為を実行したのであって、民法709条及び719条により、不法行為責任を負う。
- d. また、被告会社は、代表者が職務を行うにつき不法行為を行ったのであるから、民法709条、719条、会社法350条により、責任を負う。
- (イ) 被告新井の選択的な責任根拠
- a. 株式会社の代表取締役は、その業務の執行につき従業員が紛争を繰り返す場合に、従業員を十分に教育し、また、紛争を防止すべき管理体制を整える義務があり、これを怠った場合には、職務の執行につき重過失がある



ので、第三者に対して損害賠償義務を負う（会社法429条1項）。

b 被告猪又は本社営業部の執行役員・本店長であるから、被告新井は、被告会社に代わって現実に被告猪又の選任・監督を担当していたのであって、民法715条2項の代理監督者の責任を負う。

(イ) 被告新井を除く取締役である被告4名の選択的な責任根拠

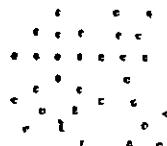
a 取締役は、代表取締役や支配人の業務の執行行為を監視する義務があり、適法でない行為を執行していれば、それを止めるように求め、あるいは、なすべき行為を執行していないのであれば速やかに執行するよう求める義務がある。

b 被告加藤ら4名は、被告会社において委託者との紛議が多発していたにもかかわらず、被告新井が紛議を予防すべき社内の管理体制を整備していないことを承知していたのに、監視する義務及びそれに基づく紛議の予防措置を講じるよう求める義務を怠っていた。

平成3年12月20日に名古屋地方裁判所において、被告会社従業員の断定的判断の提供、一任売買、頻繁売買、両建てなどの違法性を認めた判決が言い渡されたが、その後も同様の違法行為が繰り返されていた。したがって、被告加藤、被告柿本、被告田中及び被告坂井田は、職務の執行につき重過失があり、原告に対して損害賠償義務を負う（会社法429条1項）。

(エ) 取締役である被告らの選択的な責任根拠（内部統制システム構築義務違反）

a 株式会社のうち資本金が5億円以上か負債が200億円以上の大会社（会社法2条6号）である取締役会設置会社は、その活動が社会に与える影響が大きく、適正なガバナンスの確保が特に重要であると考えられることから、取締役会は、会社の業務の適性を確保するための体制、すなわち内部統制システムの構築の基本方針を決定することが義務づけられ



ている（会社法362条5項）。

内部統制システムとしては、①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制、②損失の危険の管理に関する規程その他の体制、③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、④使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制が定められている（会社法施行規則100条1項）。

そして、内部統制システムの構築に関する基本方針を決議・決定した場合は、その内容を事業報告書の内容としなければならない（会社法435条2項、会社法施行規則117条1号、118条2号）。

b 被告会社は、資本金が5億を超える取締役会設置会社であるから、内部統制システムを構築しなければならない。

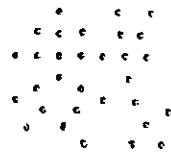
被告会社の平成19年版の年次報告書には、社員教育を行うこと、営業社員は顧客のよきアドバイザーであること、管理部門には本店などに担当者を配置すること、顧客の問合せに対応するため取引相談室を設置することなどの記載がある。

しかし、具体的にどのような社員教育が行われているのか、営業社員はよきアドバイザーになるために何をするのか、管理部門に担当者を配置して何をするのかは、明らかでない。

c 被告会社においては、外務員が委託者に商品先物取引を行わせたことによる紛議が多発していた。

したがって、原告が本件取引を行っていた平成20年2月時点でも、被告新井ら5名は、委託者に損害が発生しうることを容易に予見できた。

d 被告新井らは、委託者らに損害が発生することを回避する措置を何らからなかった。



すなわち、被告会社においては、研修制度、懲戒制度は効果がなく、内部通報制度が採用されず、業務日誌の改善もされず、社内的な監視制度も設けられていなかった。

- e したがって、被告新井ら5名は、内部統制システム構築義務違反があり、任務懈怠の責任を負う（会社法429条1項）。

(イ) 被告会社の選択的な責任根拠（信託法違反）

- a 商品先物取引において、受託者は委託者が受託者に預けた証拠金につき受託契約に従った管理をし、委託者は証拠金を受託者に移転させるから、原告と被告会社との間の委託契約には、信託法の適用がある。
- b 受託者は、委託者に対し、善管注意義務（信託法29条）、忠実義務（信託法30条）を負う。

本件取引には、適合性原則違反、新規委託者保護義務違反、実質的一任売買、無意味な反復売買などの行為が存在し、被告会社には、忠実義務違反が認められる。

イ 被告らの主張

(ア) 会社ぐるみの不法行為について

原告の主張は、争う。

営業組織が、新規勧誘を担当する組織と、以後の売買の受託を担当する組織に分かれることも、取引期間の長短や取引額の多寡によって上席の担当者がこれを担当することも、ごく自然なことである。

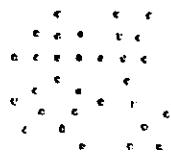
(イ) 被告新井の選択的な責任根拠について

原告の主張は、争う。

(ウ) 被告加藤ら4名の監視義務等違反について

- a 取締役は職務の分担をし、取締役間、取締役と従業員間で指揮命令系統が重層的となっている場合が少なくない。

職務分担外の取締役や指揮命令系統上の上部の取締役は、職務を担当し



ている他の取締役、従業員が誠実に職務を行っていることを信頼して意思決定をすることが許容される。

よって、被告加藤ら4名には、違法行為の認識可能性が認められない。

- b また、被告加藤らには、結果阻止の可能性がない。
- c さらに、被告加藤ら4名は、適正な受託業務の遂行のための諸施策を講じ、紛議の発生防止に努め、コンプライアンスの徹底を図っていたものであり、原告に対し直接の不法行為責任を負う理由などなく、また、その業務執行において悪意や重過失がない。

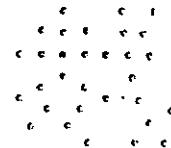
(エ) 被告新井ら5名の内部統制システム構築義務違反について

- a 被告新井及び被告加藤は、業界団体の委員や取引所の理事などを継続して務め、被告会社の取締役会においても受託業務の適正化のための諸規則の改定を図り、関係社員を各種研修に参加させ、社内研修も毎月実施し、管理部の体制・権限の強化も図り、監査により指摘された事項についても速やかな改善を講じている。
- b 被告会社は、平成18年5月25日には、内部統制システム構築の基本方針を取締役会で決議し、コンプライアンス体制のさらなる確立のための組織強化や、取締役会の外に常勤役員、執行委員で構成する経営会議の開催を決めるなど、法令遵守の体制整備を続けている。
- c したがって、被告新井ら5名には、内部統制システム構築義務違反はなく、悪意や重過失もない。

(オ) 信託法違反について

商品先物取引委託契約は、商品の売買の取次委託であって、財産管理を主目的とした契約ではなく、証拠金の預託は、売買により生じる損失の担保としての預託である。

商品先物取引における証拠金は、債権担保を目的とするものであり、商品取引員が証拠金を債権に充当しうるのは、担保権の実行行為である。



よって、商品先物取引委託契約に信託法の適用はない。

(3) 損害

ア 原告の主張

(ア) 取引による損害（1091万1395円）

本件取引による差引損は1091万1395円であって、そのうち854万9900円（78.36%）は被告会社が收受した手数料である。

(イ) 慶謝料（50万円）

原告は、本件取引において、消費者金融から借入れをして資金を調達し、これを本件取引により失ったため借入金の支払に苦慮した。

また、原告は、被告会社内で被告会社の担当従業員らに取り囲まれて軟禁状態にされた上、消費者金融からの借金を懲罰され、かつ、恐喝まがいの言動を繰り返され、さらに、公証人役場にまで連れていかれ、不足金の返済を認めさせられた。

よって、原告は、本件取引による精神的苦痛に対する慶謝料として50万円を請求する。

(ウ) 弁護士費用（114万円）

本件による損害として、弁護士費用は114万円を下ることはない。

イ 被告らの主張

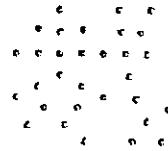
原告の主張は、争う。

(4) 過失相殺

ア 被告の主張

原告の損失の発生、拡大には、次のとおり、原告自身の行為が多大に寄与しているのであり、相当な過失相殺がされるべきである。

a　原告は、北辰物産及び被告会社の担当者から商品先物取引委託のガイド等により説明を受け、北辰物産では損切りや途轄取引を頻繁に行った後、リスクを認識した上で本件取引に参加している。



- b 原告は、投資可能資金額を950万円と設定し、売買報告書、残高照合書等により取引内容を確認し、現状を認識しつつ本件取引を継続していた。
- c 原告は、借入金による取引が禁止されていることを知りながら、借入金を投入した。
- d 原告は、いつでも取引を終えることができるにもかかわらず、原告の意思により、本件取引を継続した。

イ 原告の主張

原告に落ち度は全く存在せず、過失相殺をするべきではない。

第3 当裁判所の判断

1 証拠（甲3、4、55、乙18（枝番号を含む、以下同じ。）、25～34、77～81、証人白石博、原告、被告小池、被告河野、被告猪又のほか、認定事実の末尾にかつて書きで掲げたもの）によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、昭和48年生まれで、平成6年 月に

を卒業後、平成6年 月に に入社した。

原告は、平成20年2月当時、34歳の独身であり、父 と 市の
(賃料月額3万4200円)で同居して生活していた。

原告は、(現在は)で食品スーパー・マーケットの店長として勤務し、従業員管理、商品の陳列・補充等の業務を行っていた。

原告は、平成19年11月20日から北辰物産株式会社で商品先物取引を行っていたほかは、株式投資を含め投資経験はなかった。

原告の収入は、年収約600万円(税込み)であり、資産は、預貯金現金を合わせて約150万円、北辰物産との取引により返還を受けられる証拠金等が約200万円あつただけであり、不動産等めぼしい資産はなかった。

原告の勤務形態は、午前7時30分出社、午後9時退社で、週休1日(毎週水曜日)であった。原告は、毎朝7時30分に出勤し、昼まで商品補充や陳列を行い、午後からはメーカーや問屋との商談を行い、夕方からは商品補充や陳

列に従事し、午後9時に業務を終了していた。

(甲30, 31, 33の1・2, 34, 乙5)

(2) 原告は、平成19年10月ころ、北辰物産から電話で勧誘され、翌月20日から初めて商品先物取引を行い、当初は金6枚から始め、その後も少額で取引をしていた。(甲30～32)

(3) 原告は、平成20年1月31日、被告小池から電話で、取引の勧誘を受け、現在北辰物産で取引をしていると答えたが、「うちの取引は違う。」と言われ、説明を聞くことにした。

被告小池は、同日、原告の勤務先を訪れ、原告に対し、種々の資料、雑誌等を使ってハイブリッド取引について説明した。

(4) 被告小池は、同年2月2日午後5時ころ、原告の勤務先を訪れ、商品先物取引委託のガイド及び同別冊により、商品先物取引の基本的仕組みや危険性を説明し、説明後はこれらの資料を原告に交付した。その際、原告は、「委託のガイド」アンケートにおいて、商品先物取引の危険性について、「リスクのある取引だと理解している」と回答した。

その後、被告小池は、貴金属の市況について説明したところ、原告から取引したい旨の要望があるので、再度商品先物取引の仕組みや制度、危険性について説明し、「受託業務管理規則の重要なポイント・商品先物取引の重要なポイント」、「相場が逆に動いたとき」等を用いて取引の重要事項や売買手法について原告の理解度を確認しながら説明をしたところ、原告は、これらの書面に署名・押印して十分に理解したと回答した。また、「取引部のご案内」により、取引開始後は主に取引部が連絡、受注を担当することを伝え、了解を得た。

その後、原告は、口座開設申込書を作成し、被告小池に交付した。上記口座開設申込書には、流動資産として3000万円を保有し、投資可能資金額を950万円とし、取引の経験として、商品先物取引を平成19年2月から平成20年2月まで1年間、取引金額は200万円であるとの記載がある。



(乙1の1・2, 4~10, 93)

(5) 被告会社の取引相談室須藤室長は、同月5日午前9時20分ころ、原告に電話をかけ、商品先物取引についての理解度、取引意思及びリスク等について確認した。須藤は、原告が他社での取引経験があり、須藤の質問にもきちんと答えたことから、理解度についての取引意思についても問題ないと判断し、その旨総括管理責任者である管理本部長被告田中に報告し、受託の許可を得た。(乙14)

被告小池は、同日午後1時ころ、原告の勤務先を訪問し、約諾書・通知書を徴収し、証拠金70万円を預かった。(甲35, 乙11)

原告は、同日午後1時59分ころ、白金12月限5枚売り建ちを注文した。預り証拠金のうち建玉の証拠金は50万円であった。

(6) 原告は、同月6日午後2時58分ころ、金12月限5枚の買い建てた。建玉証拠金は60万円で、原告は、北辰物産から同日返還を受けた50万円を原資として、40万円を被告会社に送金し、預託証拠金は110万円となつた。

(甲35)

(7) 原告は、同月8日、被告小池から、NY金の上昇や円安を受けて金が上昇しているとして、「金5枚を足さないと危険である。」と言われ、北辰物産から同日50万円の返還を受け、60万円を入金して、金12月限5枚買い建ちを注文した。(甲35)

(8) 原告は、同月11日、相場がさらに思惑とは違う方向に動き、追証拠金が発生することが危惧されたため、被告小池に確認したところ、被告小池から「大丈夫」と念押しされ、そのまま様子を見ることとした。

(9) 原告は、同月12日、相場がさらに思惑とは違う方向に動いたため、放置しておくことに耐えられなくなり、被告会社に電話をして、ハイブリッド取引の責任者である本店営業部高瀬典晃に取り次いでもらい、クレームを言ったところ、高瀬は、前日より白金が200円高、金が25円高で値洗いが悪くなつて

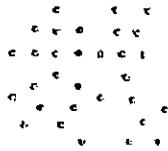
いふと説明し、原告に対し、「こうすれば大丈夫だ。」と言つて、同日午後0時58分ころ、金12月限10枚売り落ちを、午後0時59分ころ、白金12月限16枚売り建ちを受注した。

被告小池は、同日午後2時30分ころ、原告を訪問した。原告は、残高照合書により建玉状況につき相違ない旨回答し、「お取引きについてのアンケートI」について、「お取引の判断や売買の注文はご自身の判断で行っていますか」との質問に対し、「営業マンのアドバイス」と回答し、値動きの確認は、インターネットを用いて毎日確認している旨回答した。また、原告は、取引本証拠金を売買取引が成立した日の翌営業日正午までに預託することを許可することを求める「取引本証拠金の預託の猶予に関する申出書」を提出した。(乙15, 16, 19の1の1)

原告は、同日午後3時40分ころ、それまで全く接触のなかつた被告河野から電話を受けた。被告河野は、白金21枚売りの状態でストップ高となつたため、対応が必要である旨説明し、契約時点での対処方法(追証拠金、両建てなど)を再度説明した。原告は、折り返し電話すると返答してから、同日午後4時26分ころ、被告会社に電話をし、201万円を被告会社に持参するから建玉できるようにして欲しいと述べ、被告河野は、白金10月限21枚買ひ建ちを受注した。

原告は、同日午後5時ころ、被告会社に全部1000円札で201万円を持参し、「私は、同一商品における異限月や異枚数の売り建玉と買い建玉を同時に保有する取引について、新たな資金が必要となることやいつ建玉を外すかの判断が難しく複雑で分かりにくいこと等、担当者から説明を受けて十分理解しましたので、今後において、これらの取引が必要と判断したときは、私の責任で行うことがある旨を申し出ます。」旨の申出書を手書きで作成し、被告会社に差し入れ、その後、残高照合書により建玉状況につき相違ない旨回答した。

(乙19の1の2, 21)



(10) 原告は、同月13日、アコムから200万円を借り入れた。 (甲13)

原告は、被告河野から、あと100万円入金し、玉を建てるよう勧められ、北辰物産から、入金していた金員108万3394円を全額返金してもらって証拠金を準備した。 (甲35)

原告は、同日午後0時ころ、本店営業部長沢靖彦の訪問を受け、訪問用残高照合書により建玉状況を確認し、相違ない旨回答し、長沢に対し、証拠金として100万円を預託した。 (乙19の2、32)

被告河野は、同日午後0時39分ころ、白金10月限10枚買建ての注文を受けた。

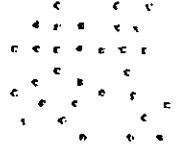
(11) 原告は、同月14日、被告河野から電話を受け、白金10月限は240円のストップ高となっている。同じ白金属のパラジウム12月限は59円高で寄り付いたことから出遅れ気味であること等を伝えられ、50万円を入金してパラジウムを買い建ちすることを勧められた。そこで、原告は、50万円を被告会社に振込入金し、同日午後2時8分ころ、パラジウム12月限15枚を買い建てた。

(12) 被告河野は、同月15日午前9時3分、原告に対し電話をし、パラジウムが安く始まったことを伝えたところ、原告は、パラジウム12月限15枚売り落ちを指示した。

さらに、被告河野は、同日午前9時13分ころ、原告に対し、前日の値幅制限によって値段を上げきれなかった白金に買いが集まっていることを伝えたところ、原告から、白金10月限3枚買い建ちの注文を受けた。

被告河野は、同日午後1時12分ころ、原告に対し、白金が上昇していることを伝えたところ、白金10月限10枚売り落ちを受注し、続けて、午後1時20分ころ、白金10月限20枚買い建ちを受注した。

(13) 被告河野は、同月18日午前9時18分、原告に対し、NY白金の史上最高値更新を受けて白金がストップ高で始まったことを伝えたところ、白金10月



限10枚売り落ちを受注し、続けて、午前9時26分ころ、白金10月限20枚買い建ちを受注した。

原告は、被告河野から、「利益を出すためには、もっと投資可能資金額を増やしてください。」と勧められ、これを承諾した。

被告河野は、同日午前12時ころ、原告の勤務先を訪問し、訪問用残高照合書により建玉状況を確認してもらい、相違ない旨の回答を得た。その後、原告は、同日現在の利益金413万0050円のうち410万円を投資可能資金額に加算し、投資可能資金額を950万円から1360万円に増額したいとの申出書を差し入れた。（乙19の3、22）

(14) 被告河野は、同月19日午前9時5分ころ、原告に電話をかけ、NY高を受けて白金、パラジウムとともに大幅高で始まったことを伝えたところ、白金10月限34枚売り落ち、パラジウム12月限200枚買い建ちを受注した。また、被告河野から、投資可能資金額を1360万円から2170万円に増額するよう勧められ、原告は、これを承諾した。

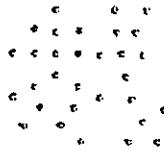
本店営業部吉村祐規は、同日午前11時ころ、原告の勤務先を訪問し、訪問用残高照合書により建玉状況を確認してもらい、相違ない旨回答を得た。その後、原告は、同日現在の利益金897万0665円のうち810万円を投資可能資金額に加算し、1360万円から2170万円に増額したいとの申出書を差し入れた。（乙19の4、23、33）

さらに、原告は、同日、被告河野から建玉を勧められ、消費者金融のプロミス株式会社から30万円を借り入れて、被告会社に50万円を振込入金した。

（甲14、35）

原告は、同日午後3時20分ころ、被告河野から勧誘を受け、金12月限50枚売り建ちを発注した。

(15) 被告河野は、同月20日午後0時45分ころ、原告に対し電話で、パラジウム12月限がストップ高で始まったものの、白金の下落を受けて伸び悩んでい



ることを伝えたところ、原告から、パラジウム12月限200枚売り落ちを受注した。

被告河野は、同日午後0時53分ころ、原告に対し電話で、金が伸び悩んでいることを伝えたところ、原告から、金12月限50枚買い落ちを受注した。

被告河野は、同日午後1時3分ころ、原告から、パラジウム12月限200枚の買い建ちを1740円の指し値で受注した。

被告河野は、同日午後3時40分ころ、原告から、白金12月限10枚買い落ち、白金10月限10枚売り落ちを受注した。

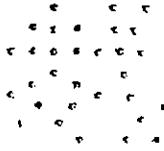
被告河野は、同日午後4時41分ころ、原告から、パラジウム10月限200枚の売り建ちを1690円の指し値で受注した。

被告河野は、同日午後5時20分ころ、原告から、パラジウム10月限80枚売り建ちを受注した。

同月20日時点での原告の建玉は、白金買い10枚、売り11枚、パラジウム280枚売り、200枚買いであった。

(16) 被告河野は、同月21日午前9時12分ころ、原告に対し、白金とパラジウムがともに高く始まったことを伝えたところ、原告から、白金10月限10枚売り落ち、パラジウム12月限200枚1740円の指し値での売り落ちを受注し、続けて、下げ予想から、パラジウム10月限250枚1740円の指し値での売り建ちを受注した。

被告河野は、同日午前9時41分ころ、原告に対し、パラジウムが始値からわずかに下落しているが、成立しない可能性のある指し値を止めてはどうかと提案したところ、原告は、指し値を取り消し、パラジウム10月限250枚売り建ち（残玉は530枚売りのみ）を注文した。さらに、被告河野は、10時23分ころ、パラジウムが急速に上昇を始めたことを伝えたところ、原告も値段を見ており、危機感を抱いていた。そこで、被告河野は、既存の売り建玉をある程度決済することや、新規に買建てすることなど種々の方法を提示したと



ころ、原告は、パラジウム10月限330枚買い落ち、同12月限200枚買
い建ち（残玉は200枚売り、200枚買い）を注文し、両建てとなつた。

なお、原告については、同日に、取引本証拠金の預託猶予に関する申出書に
よる取扱いが許可されている。

被告河野は、同日10時30分ころ、原告に対し、白金が上昇しておりスト
ップ高の恐れがあることを伝えたところ、白金12月限11枚買い落ちを受注
した。

被告河野は、同日11時20分ころ、不足証拠金895万4895円を伝え、
仮に全部を決済すると約500万円の不足が発生すること、不足証拠金のうち
600万円程度を入金して建玉を維持する方法も可能であると説明した。

被告河野は、同日午後1時ころ、原告の勤務先を訪問し、パラジウムの市況
や取引状況について原告と話し合い、訪問用残高照合書により建玉状況を確認
してもらい、相違ない旨回答を得た。また、「お取引きについてのアンケート
II」を徴収した。原告は、上記アンケートにおいて、「借入金によるお取引を
お断りしていることはご存じですか」との設問に対し、「知っている」と回答
した。（乙17、19の5の1）

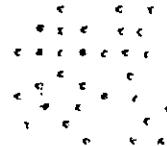
原告は、同日午後5時ころ、被告会社を訪れた。

応対した被告猪又は、原告とパラジウムの市況や取引状況について話し合い、
原告は、訪問用残高照合書により、建玉状況や895万4895円の証拠金不
足となっていることなどを確認した後、相違ない旨回答した。（乙19の5の
2）

被告猪又は、被告河野に対し、原告とともに原告の自宅へ行くように命じた。

被告河野は、同日午後8時ころ、原告とともに、原告の自宅へ行き、原告の
父生に対し、不足金のことなどの事情を説明し、生が600万円を出せば取引
を継続できると説得したが、生は、これに応じなかつた。

(17) 原告は、同月22日午後0時ころ、被告会社を訪れ、先ず、応対した被告河



野と証拠金不足への対処について話し合い、次に、被告猪又が加わり、消費者金融であるUFJローンに電話で借入れの申込みをさせられたが、借入れをすることはできなかった。

原告は、本件取引を止めさせてほしいと強く述べたところ、被告猪又らは、ようやく取引を止めるふとを承諾した。

被告河野は、同日午後1時30分ころ、パラジウム10月限200枚買い落ち、同12月限200枚売り落ちを受注して、すべての建玉が決済され、最終的に不足額が518万1395円に確定した。原告は、その旨の訪問用残高照合書を確認し、相違ない旨回答した。(乙19の6の1)

そして、不足金の対処について話し合った結果、被告会社は、原告から、不足金518万1395円を平成21年3月末までに分割払するという内容の嘆願書及び債務弁済契約書を徴収した。(乙35、91)

(18) 原告は、同月27日、公証人役場において、不足金518万1395円のうち、1395円が支払済みであること、及び、518万円を平成21年3月末まで分割払することを内容とする公正証書を作成した。(乙36)

(19) 原告は、上記公正証書に従い、被告会社に対し、上記不足金を支払った。

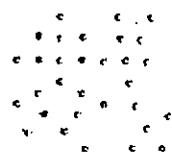
(20) 被告会社の営業の方法は、業界では「組織営業」と呼ばれており、営業担当者が組織的なピラミッド型の複数名のグループとなり、順次担当を交代していく仕組みとなっており、一般委託者を戸別訪問によって新規に開拓する係、契約を結んでから売買注文を受けるまでを担当する係、さらに、委託者が損失を発生させた後に追加の資金を出捐させる係があってその役割が概ね決まっている。(甲50、60)

(21) 本件取引の内容は、別紙建玉分析表のとおりである。

2 事実認定の補足説明

(1) 原告の資産額について

本件取引開始当初の原告の資産額について、被告会社に対する口座開設申込



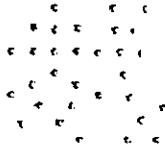
書（乙5）には流動資産3000万円、北辰物産に対する口座開設申込書（甲30）には預貯金700万円との記載がある。

しかし、証拠（甲13、14、35、55、乙81、原告）によれば、原告は、平成20年2月5日の70万円入金については、銀行支店の預金口座（以下「本件口座」という。）から払い戻して被告小池に手渡しし、同日本件口座の預金残高は6万6203円となったこと、同月6日の40万円の入金については、同日北辰物産から本件口座に振り込まれた50万円を原資として本件口座から振り込んだこと、同月8日の60万円の入金については、同日北辰物産から本件口座に振り込まれた50万円とそれまでの残高を原資として本件口座から振り込み、同日本件口座の預金残高は5万9153円となったこと、同月12日の201万円の入金については、すべて1000円札で被告会社に持参し、同月13日にアコムから200万円を借り入れ、同借入金は、同年3月6日に190万円を弁済して完済したこと、同月13日の100万円の入金については、同日北辰物産から本件口座に振り込まれた108万3394円を原資として入金し、同日本件口座の預金残高は14万2547円となったこと、同月14日の50万円の入金については、同日原告が工面した40万円を本件口座に入金して残高を51万2547円とし、本件口座から振り込んだこと、同月19日の50万円の入金については、同日プロミスから30万円を借り入れ、その余を他から工面して、50万円を本件口座に入金の上、本件口座から振り込んだこと、その余の入金は、同月22日の2万円を除き、本件取引の帳尻から入金していること、以上の事実が認められる。

上記認定事実によれば、原告は、本件取引開始当初本件口座にあった約80万円の預金と、北辰物産から返還を受けた約200万円のほかは、せいぜい60万円程度の流動資産があったに過ぎないと認めるのが相当である。

(2) 被告小池の勧誘時の説明内容について

原告は、被告小池が電話勧誘や最初の面談において、「ハイブリッド取引は



必ず安全です。北辰物産はそのまま続行してください。」，「被告会社のハイブリッドは特許を取るつもりです。保険にしてください。」，「金と白金では値段の上がり下がりは同じように動くから、追証拠金は発生しない。」と言って勧誘した旨主張し、証拠（甲55，原告）中には、これに副う部分がある。

確かに、被告小池から電話で勧誘を受けたとき、原告は北辰物産で初めての商品先物取引を開始して3か月に満たなかったのであり、北辰物産での取引で損が出ていたということもなかったから（被告小池），被告会社では北辰物産と異なる形態の取引ができると勧誘されたのでなければ、即日被告小池と面談して説明を受けることは通常考えられないところである。したがって、被告小池の勧誘は、ハイブリッド取引の利点に重点を置いたものであったことがうかがわれる。

しかし、反対趣旨の証拠（乙81，被告小池）があり、原告の主張を裏付ける客観的な証拠はないから、被告小池が上記主張のような断定的判断の提供を伴う勧誘をしたものとは未だ認めるに足りず、原告の上記主張は採用できない。

(3) 原告は、平成20年2月12日の金10枚売り落ちと白金16枚売り建ちは原告に無断で売買が行われた旨主張し、証拠（甲55，原告）中には、これに副う部分がある。

しかし、前記認定のとおり、原告は、同日午後2時30分ころ、訪れた被告小池に対し、残高照合書により建玉状況につき相違ない旨回答したことが認められ、上記事実に照らすと、上記証拠から直ちに、上記取引が原告に無断で行われたと認めるに足りない。

3 争点(1)（被告会社従業員らの勧誘行為、受託行為の違法性）について

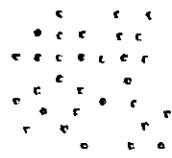
(1) 上記認定事実によれば、原告は、本件取引当時34歳の独身であり、専門学校を卒業して食品スーパーマーケットの店長として勤務し、年収は約600万円（税込み）であり、父と_____に居住していたものである。そうすると、本件取引開始に際して原告が作成した口座開設申込書には、流動資産3000

万円との記載があるが、いくら独身で親と同居しているといっても、生活費等を支出しながらそれだけ多額の貯蓄ができたかは疑問であって、上記記載をそのまま信用できるかは、疑わしいというべきであった。また、原告が、真実は北辰物産での取引期間が3か月に満たないのに、上記口座開設申込書には、商品先物取引を平成19年2月から平成20年2月まで1年間経験している旨記載したことについては、原告が自ら取引期間を偽る必要性や動機は見当たらず、被告小池が誘導したか、少なくとも、被告小池が取引経験が長い方がより大きな規模の取引が行えるというような説明をしなければ、上記のような虚偽の記載がされるとは考えられない。

そして、原告が取引を開始して被告会社に証拠金を合計170万円入金した後、平成20年2月12日に201万円を入金する際、これを全部1000円札で持参したことについては、原告が食品スーパー・マーケットの店長であることから、店舗の売上金や釣り銭用の金銭を一時流用したのではないかとの疑惑も浮かぶものであり、そうだとすれば、既にこの時点で、被告会社の担当従業員らは、原告が即時に調達できるまとまった金額の流動資産を保有していなかったのではないかという疑いを持つべきであった。

ところが、その後の経過を見ると、被告会社の担当従業員らは、同月13日及び同月14日に、建玉を勧誘し、同月13日に100万円、同月14日に50万円と立て続けに入金させて建玉を受注し、取引を拡大させていった。

その上、被告会社の担当従業員らは、同月18日に投資可能資金額を950万円から1360万円に増額するよう勧誘し、同月19日には投資可能資金額をさらに2170万円へと増額するよう勧誘して、それぞれ増額させている。これらの原資は、本件取引による利益金であって、新たな入金があったわけではないが、取引が拡大すれば、損失が出た場合には損失の絶対額が増大することになるから、余裕資金のない原告としては、著しく危険な状況に置かれるに至ったものということができる。



そのような状況の中で、被告会社の担当従業員らは、同月 20 日から 21 日にかけて、頻繁にパラジウムの建て落ちを勧誘し、その中には、両建て（異限月）となる取引も複数回あった。

さらに、被告会社の担当従業員らは、同月 20 日に 895 万円余の証拠金不足が生じた際には、借入金による取引が禁じられているにもかかわらず、原告の父と面談し、同人に取引資金を出捐させて原告に取引を継続させようとした。

以上によれば、被告会社の担当従業員らは、原告に対し、その商品先物取引に対する適合性に比して過大な取引を行わせたものというべきであって、適合性の原則に違反し、また、原告に対する善管注意義務ないし誠実公正義務に違反したものと認めるのが相当であり、少なくとも過失が認められる。

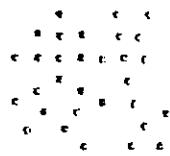
また、本件取引では、同月 20 日及び 21 日に直し、途転、日計り及び両建てが複数回行われているところ、これらは、上記のように被告会社の担当従業員らが原告に対し過大な取引を行わせたことにかんがみると、手数料稼ぎの目的で行われたことが推認されるというべきであり、この点でも、被告会社の担当従業員らの行為には違法性が認められる。

(2) 原告は、被告会社の担当従業員らには、説明義務違反、断定的判断の提供、一任売買（実質的一任売買）、無敷・薄敷、迷惑勧誘があった旨主張するが、上記認定事実に照らすと、これらを認めるに足りないというべきである。

なお、無敷・薄敷に関し、被告会社の担当従業員らは、原告から平成 20 年 2 月 12 日に「取引本証拠金の預託の猶予に関する申出書」を徴収しておきながら、これを許可したのは同月 21 日に至ってからであり、いかにも恣意的な取扱いであって、手数料稼ぎの意図がうかがわれる。

4 争点(2) (被告らの責任)について

- (1) 被告小池、被告河野及び被告猪又は、原告を直接担当した従業員として、原告に対し不法行為責任を負う。
- (2) 被告会社は、被告小池、被告河野及び被告猪又の使用者として、原告に対し



不法行為責任（使用者責任）を負う。

(3) 被告新井の会社法429条1項の責任について

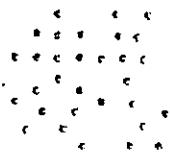
ア 証拠（認定事実の末尾にかつて書きで掲げたもの）によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 日本商品先物取引協会は、被告会社に対し、平成15年11月7日付け及び平成19年7月12日付けで、いずれも、委託者が公金取扱者であることを見識しながら、委託者の財産の状況に照らして過大な取引を受託していたことなどを理由として、制裁を課した。（甲56）

(イ) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会のまとめた先物被害者白書2005年度版によると、被告会社は、平成15年には15件の苦情・紛争・訴訟（うち、訴訟は8件）、平成16年には7件の苦情・紛争・訴訟（うち、訴訟は2件）を抱えていた。（甲27）

(ウ) 東海農政局長及び中部経済産業局長は、平成18年1月16日、被告会社あての「商品取引所法第231条第1項の規定に基づく報告の徴求について」と題する書面で、業務運営上の指摘事項として、適合性の審査が審査項目及び審査実施方法において不適切であったこと、未経験者に設定されるべき投資可能限度額上限の設定がされていなかったこと、及び、投資可能限度額を超えた取引があったことを指摘した。（甲41）

(エ) 農林水産大臣及び経済産業大臣は、平成20年12月5日、被告会社あての「商品取引所法第236条第1項の規定に基づく商品取引受託業務の停止命令及び同法第232条第1項の規定に基づく業務改善命令について」と題する書面で、商品取引受託業務の運営の改善のため、被告会社の役職員に対し法令遵守を徹底するとともに、役員が自らの責任において、商品取引事故等の処理及び外務員指導に関する内部管理体制の抜本的な見直しと体制整備を徹底的に行い、不当な勧誘行為等の再発を防止する措置を講ずることを命じており、また、業務停止処分の理由として、顧客の知識、経験、財産の



状況及び受託契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行っていたものがあったことを挙げている。(甲42)

(オ) 被告会社においては、平成23年から遡って数年にわたり、取締役会を毎月開催し、顧客との紛議の状況や、判決を踏まえた問題点の指摘を行い、また、執行役員以上と各支店の支店長が構成員である経営会議を毎月開催し、紛議や判決内容の報告をし、改善案を協議していた。(甲50)

(カ) 被告田中は、平成23年2月28日に実施された別件訴訟の被告本人尋問において、研修の効果が出ていないのではないかとの質問に対し、起きている苦情につき外務員にそれほど非があると思っていない旨答えている。(甲50)

イ 上記認定事実によれば、被告新井は、本件取引が開始された当時、被告会社において、委託者の財産の状況に照らして過大な取引を受託していたことなどを理由とする紛議・訴訟が多数起きており、行政当局からも、適合性の審査に問題があることや投資可能限度額を超えた取引がある旨指摘されていたことを認識していたにもかかわらず、被告会社の外務員にそれほど非があるとは認識していなかったものと認められる。

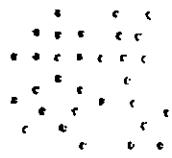
そうすると、被告新井は、被告会社の外務員が委託者の財産の状況に照らして過大な取引を受託して委託者に損害を与える可能性があったことを知りながら、これに対しては、従業員教育、懲戒制度の活用等の適切な措置をとらず、放置していたものであって、業務の執行に重大な過失があるというべきである。

ウ よって、被告新井は、原告に対し、会社法429条1項の責任を負う。

(4) 被告加藤ら4名の会社法429条1項の責任について

ア 被告加藤ら4名は、被告会社の取締役として、代表取締役である被告新井の業務執行を監視すべき義務がある。

上記(3)アの認定事実によれば、被加藤ら4名は、本件取引が行われた当時、



毎月取締役会を開催し、顧客との紛議の状況や、判決を踏まえた問題点の指摘を行い、また、毎月経営会議を開催し、紛議や判決内容の報告をし、改善案を協議していたことが認められるから、被告新井の業務執行行為について監視し、是正の措置をとることが可能であったのに、これを怠ったものということができ、監視義務の懈怠について重大な過失があると認められる。

イ よって被告加藤ら4名は、原告に対し、会社法429条1項の責任を負う。

- (5) 被告近藤は、被告会社の取締役ではなく、本件取引に直接関与したことを認めるに足りる証拠はないから、原告に対して何ら責任を負わない。

5 争点(3) (損害) 及び(4) (過失相殺) について

(1) 証拠 (甲3、乙19の6の1)によれば、本件取引による差損金は、入金額573万円と預り証拠金不足額518万1395円の合計1091万1395円であることが認められる。

(2) 原告は、慰謝料として50万円の賠償を求めているが、本件においては、經濟的損害が填補されることにより、原告の損害は償われるものと認めるのが相当であるから、慰謝料の請求は認められない。

(3) 過失相殺

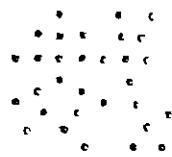
前記認定事実によれば、原告は、被告会社の担当従業員の勧誘に応じ、自らの意思で本件取引を行い、損害を被ったものであり、損害の発生及び拡大について一定程度の落ち度がある。

本件に現れた諸事情に照らし、原告の過失割合は、3割と認めるのが相当である。

(4) 本件と相当因果関係のある弁護士費用は、76万円と認める。

(5) 本件取引による差損金1091万1395円に3割の過失相殺をし、弁護士費用76万円を加えると、839万7976円となる。

6 以上によれば、原告の請求は、被告近藤を除く被告らに対し839万7976円の支払を求める限度で理由がある。



名古屋地方裁判所民事第6部

裁判官 倉田慎也

これは正本である。

平成24年4月11日

名古屋地方法院裁判所民事第6部

裁判所書記官

大瀧祐子

